

建築確認手続き等の運用改善に伴う消防同意事務の取扱について

- 1 建築確認手続き等の運用改善として、建築確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化の観点から、建築基準法施行規則及び関係告示の改正を行い、平成22年3月29日に公布し、同年6月1日付で施行している。(別添1)
- 2 この際に消防同意の手続きで時間がかかっているという意見があつたことから消防庁と相談し、消防庁より、都道府県の消防に対して、消防同意事務の事務処理の適正化の観点から、建築確認審査と消防同意との並行審査を導入する等、特定行政庁等との連携強化を図る旨の通知をしたところ。(別添2)

(平成22年5月21日 総務省消防庁予防課長通知)

- 3 なお、建築確認手続き等の運用改善と合わせて、建築行政における円滑かつ適確な業務の執行を推進するため、国土交通省において、「建築行政マネジメント計画策定指針」を制定し、特定行政庁が消防等の関係機関と連携して、「建築行政マネジメント計画」を策定することとしたところ。計画の策定にあたっては、消防等と関係団体と連携して実施することとしている。(別添3)

(平成22年5月17日 国土交通省建築指導課長通知)